

鯖江市選挙管理委員会告示第77号

平成27年7月5日執行の鯖江市議会議員選挙に係る当選の効力に関し、同月7日付けで福井県鯖江市幸町2丁目6-12-1 高田 義紀 から提起のあった異議の申出について、本委員会は、次のとおり決定した。

平成27年8月6日

鯖江市選挙管理委員会

委員長 西野 薫



決定書

福井県鯖江市幸町2丁目6-12-1

異議申出人 高田 義 紀

石川県加賀市大聖寺北片原町35番地

同代理人行政書士 森 口 喜 康

上記異議申出人が平成27年7月7日付けで提起した同月5日執行の鯖江市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、鯖江市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨および理由

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、平成27年7月5日執行の鯖江市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人福野葵（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人は、住民票の移動はあったものの、鯖江市が生活の本拠地ではなく、当選人としての資格を有しない。

争点

法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、また、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち「本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していた」といえるかどうかという点にあると解される。

なお、申出人は、「平成27年3月27日は、平成27年7月5日執行の鯖江市議会議員選挙の選挙権を確保する期限の日付」であり、「3月27日に鯖江での生活がスタートしていなければならない」と主張しているが、同日は、あくまで本件選挙の選挙人名簿に登録されるための期限であり、本件選挙の選挙権および被選挙権の有無の判断とは直接関係のない事項であると解される。本件選挙の選挙権および被選挙権の有無の判断は、上記のとおり、本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していたかどうかによるものであって、当該申出人の主張には、選挙権の解釈について誤認があるものと解される。

決定の理由

本委員会は、本件異議申出について、その要件を審査した結果、形式的要件を具備したものであるので、これを受理し、審理に当たっては、申出人ははじめ必要とする関係者に証拠書類等の提出を求め、また、当選人の本市における住居について検証を行い、申出人および当選人双方に口頭意見陳述の機会を与え、さらに、当選人に対して審尋を行い、関係者から聞き取りを行う等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解され、また、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠

を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」（平成9年8月25日最高裁判決）とされている。

さらに、「3箇月」の期間計算については、民法によるものとされ、住所を有するに至った日の翌日から起算して、3箇月目の応当日の前日に3箇月に達するものである。この場合、「前日」は経過することを要しないと解されるため、本件選挙の期日である平成27年7月5日までに3箇月の要件を満たすためには、同年4月5日中に本市内に住所を有するに至れば足りるものと解する。

このような観点から、当選人が、平成27年4月5日から同年7月5日までの間、引き続き本市に生活の本拠を有していたかどうかについて判断する。

2 本委員会が認定した事実等

- (1) 当選人は、平成27年3月4日に、賃貸人との間で、契約期間を同年4月1日から平成29年3月31日までとする現住所地である本市所在の家屋に係る賃貸借契約を締結した。
- (2) 当選人は、代理人を通して、平成27年3月27日を転入日として、白山市（以下「元住所地」という。）から鯖江市の親族宅（以下「前住所地」という。）に転入した旨を、また、自ら、同年4月2日を転居日として、前住所地から現住所地に転居した旨を鯖江市長に届け出た。なお、この間の当選人の宿泊場所はそれぞれ、平成27年3月27日から同月30日までは勤務先であった長野県の志賀高原の会社の寮、同月31日は富山県内のホテル、また、同年4月1日および同月2日は前住所地である。
- (3) 当選人は、平成27年4月2日に現住所地に家財道具等の搬入を行った。その際に当選人が搬入した物は、テーブル、電子レンジ、食器類、衣類、布団その他身の回りの小物等であり、これらは全て元住所地にあったものを持参したものである。また、冷蔵庫、洗濯機については、越前市内の家電量販店で購入し、同量販店から配送を受けたものである。なお、当選人が洗濯機の配送を受けたのは、平成27年4月9日から同月12日までの沖縄県および大阪府への旅行後である。テレビについては、本市内で購入したものであり、エアコンについては、当選人が賃貸家屋に入居する前から備え付けられていた物である。
- (4) 当選人の現住所地での電気、水道およびガスの使用開始日は、電気および水道については平成27年4月2日から、ガスについては同月3日からである。
- (5) 当選人の現住所地における電気、水道およびガスの使用期間および使用量は、それぞれ以下の表のとおりである。

電気

使用期間	使用量
4月 2日～4月19日	4.9kWh
4月20日～5月20日	9.7kWh
5月21日～6月21日	9.3kWh
6月22日～7月21日	10.3kWh

水道

使用期間	使用量
4月 2日～4月28日	5 m ³
4月28日～6月12日	1.1 m ³
6月12日～7月24日	1.1 m ³

ガス

使用期間	使用量
4月 3日～5月18日	11.1 m ³
5月18日～6月17日	6.5 m ³
6月17日～7月16日	6.1 m ³

- (6) 当選人の平成27年4月5日から同年7月5日までの行動記録は、別紙のとおりであり、この間当選人は、自宅以外で宿泊しているが、その日数は、それぞれ元住所地に5日、旅行での滞在先に19日である。
- (7) 当選人は、平成27年4月1日に、使用者福野泰介との間で、同日から平成27年6月30日までを契約期間とする本市を活動の中心とするプログラミングスクールアシスタントとしてのアルバイト雇用契約を締結した。同契約に基づく勤務日数は、それぞれ平成27年4月については5日、同年5月については9日、同年6月については12日である。この勤務のうち、本市以外での勤務は2日であるが、本市内での勤務時については、そのほとんどで、協力する立場である鯖江市の職員と顔を合わせていたものである。また、このほかに、福井市所在の写真館でのアルバイトも行っており、当該アルバイトの勤務日数は、平成27年5月については1日、同年6月については3日である。
- (8) 当選人は、平成27年4月2日に現住所地の区長に挨拶をし、町内会に加入した。また、平成27年5月24日に同町内で行われた環境美化活動や、同年6月7日に行われた地区

体育大会および同大会後の懇親会に参加した。

- (9) 当選人は、本市内で開催された行事、イベント等に参加した（平成27年4月15日の「椀de縁」、同月18日の「菜花まつり」、同年5月10日の「つつじマラソン」、同月20日および同年6月12日の鯖江市議会本会議の傍聴など。）。
- (10) 当選人は、本市内で何度も食品や生活用品を購入しており、また、購入日も、ある一定の時期に偏っているということもなく、3箇月の期間中に万遍なく市内で買い物をしている実績がある。
- (11) 当選人は、移動の際に自家用車を使用しているが、当該自家用車の自動車検査証に記載されているのは、当選人の母の氏名であり、当該自家用車は母から借用しているものである。

3 当選人の住所に関する判断について

- (1) 当選人の住所に関する判断をするに当たり、その判断基準となるのは、現住所地が「客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否か」という点にあるが、当選人は、前述の認定事実のとおり、本市で生活するために現住所地における賃貸借契約を締結し、現住所地に住民票を移し、現住所地での電気、水道およびガスの使用を開始している。さらに家財道具を搬入し、町内会に加入し、本市内で何度も買い物をするなど、現住所地を自己の生活の中心地としたものと解される。また、当選人の主たるアルバイトの勤務先は、ほとんどが本市内であり、その際に協力する立場である鯖江市の職員と顔を合わせていることが認められる。さらに、勤務日以外における活動についても、本市での行事やイベントに参加するなど、現住所地を拠点に活動していたものであると認められる。さらに寝泊まりについても、旅行等での不在期間を除いて現住所地で寝泊まりを行っていることなどから、現住所地は、「客観的な生活の本拠たる実体を具備している」ということができると解される。
- (2) 当選人は、平成27年4月9日から同月12日までの間、沖縄県および大阪府に、同月25日から同月30日までの間、北海道に、また、同年5月2日から同月4日までの間、福岡県および大分県に、同月25日から同月30日までの間、群馬県に、それぞれ旅行したと主張しているが、当選人から提出された証拠書類および当選人に対して行った審尋時における陳述内容から判断すると、証拠書類と陳述との間に矛盾点は無く、これらの旅行は実際に行われたものであると認められ、申出人が主張するような本市での居住の不足を

隠ぺいするための虚偽の報告であるとは認められない。

なお、この旅行については、平成27年4月9日の沖縄県での宿泊予約が同年3月8日に、また、同年5月2日の大分県での宿泊予約が同年3月15日にそれぞれ行われており、本市に転入する前から計画されていたものであることが認められるため、単に従前の計画のとおり旅行をしたものであると解され、何らかの意図をもって急遽行われたものとは認められない。

(3) 当選人は、旅行中、本市には所在していなかったが、そのことをもって当選人の生活の本拠が現住所地以外の場所にあったというべきものではないと解される。当選人から提出された証拠書類および当選人に対して行った審尋時における陳述内容から判断すると、当選人は、旅行後は平成27年5月1日を除き現住所地に戻っており、そこから本市での活動を再開しているものと認められ、旅行はあくまでも一時的なものであり、その間の生活の本拠は、引き続き本市の現住所地にあったものと解するのが相当である。

(4) また、当選人は、平成27年4月5日から同年7月5日までの間に、元住所地に、のべ5日間宿泊していると主張しているが、証拠書類と陳述との間に矛盾点は無く、これも同様に一時的なものであって、その間の生活の本拠は、現住所地にあったものと解するのが相当である。

なお、元住所地が当選人の生活の本拠であったのではないかとの申出人の主張についてであるが、当選人から提出のあった証拠書類によると、元住所地の平成26年および平成27年の3月から6月までの水道の使用量は、下記の表のとおりである。

	3月	4月	5月	6月
平成26年	15m ³	16m ³	17m ³	14m ³
平成27年	19m ³	20m ³	21m ³	18m ³

この表によると、平成27年の水道使用量が前年に比べ、各月4m³ずつ増加していることが認められる。この使用量の増加に関して、別に当選人から提出のあった資料およびこれに関する当選人の陳述によると、「増加の原因は、平成26年は当選人の母が、加入していたスポーツクラブで入浴をしていたが、同年6月をもって同クラブを辞め、元住所地で入浴するようになったことである。」とのことである。

これについて判断するに、申出人から提出された証拠書類および当選人の陳述から、当選人は、平成27年3月30日までは、長野県の元勤務地の寮で起居していたものである

と認められる。ここで仮に、平成27年3月31日から本件選挙の期日である同年7月5日までの間、当選人が元住所地を生活の本拠としていたものとする、同年4月から同年6月までの水道の使用量が、同年3月の使用量と比べて多少なりとも増加しているはずであると思われるが、証拠書類からはそのような事実は読み取れず、元住所地が当選人の生活の本拠であったのではないかとの申出人の主張の根拠とするには十分でないと解され、当選人の陳述どおり、当選人の母の入浴状況の変化が水道の使用量の増加原因であると解するのが自然である。

また、この期間中のことについて当選人は、「平成26年3月から同年6月までの間は、元住所地で生活していない。」との陳述もしている。

さらに、当選人から提出された証拠書類のE T Cの利用明細からは、元住所地と現住所地との最寄りI Cである「美川ー鯖江」間の利用履歴が3回確認できる。仮に当選人が元住所地を生活の本拠としていたものとする、当選人の勤務地のほとんどが本市内であったことから、元住所地から本市内へ出勤し、勤務後には元住所地へ戻ることになるため、当該区間の利用履歴として、さらに多くの回数を確認できてよいはずであるが、そのようなことは確認できず、その他の利用履歴からも元住所地を生活の本拠としていたといえるようなものは見受けられないため、同利用明細についても、申出人の主張の根拠とするには十分でないと解される。

- (5) 当選人の自家用車の使用状況についてであるが、当選人から提出された証拠書類や当選人の審尋時の陳述によると、元住所地と現住所地との往復は複数回あり、経路は主に一般道を使用し、高速道路の使用については限定的なものであるとのことである。また、当選人は、「片道1時間半くらいの距離で、わりと近くなので、高速を使うことはあまりない。」旨の陳述も行っている。このことについては、証拠書類と陳述との間に矛盾点は見受けられない。当該自家用車の本市内での給油に関しては、証拠書類からは、1回の給油が確認できるのみであるが、審尋時の陳述では、「鯖江市内でも何回も給油はしているが、レシートについては、手元にとっておいてあるものと、とっておいてないものがあり、手元にあるものだけを提出した。」とのことであった。
- (6) 次に、電気の使用状況についてであるが、他自治体等の調査結果によると、地域や季節により異なるが、一世帯の一月当たりの平均使用量（通年ベース）は、およそ220kwhから280kwhまでであると思われる。これを一日当たりの数値に換算すると、約8.3kwhとなる。これについて当選人の使用状況をみるに、平成27年4月2日か

ら同年7月21日までの111日間の電気の使用量は342kwhであり、一日当たりの使用量は、約3.08kwhとなる。この数値は、他自治体等の調査結果に比べ、半分以上の数値ということになるが、当選人には旅行等で不在であった期間があったこと、また、審尋時に当選人から、「日中は、外出していることが多く、ほとんど自宅にいない。また、食事でも外食することが多く、自宅では、スープを作る程度で、調理もあまりしない。」、「洗濯機が家電量販店から配送されたのは、沖縄旅行から帰ってきてからであり、それまでの洗濯物は、コインランドリーでまとめて洗濯した。」旨の陳述があったこと、さらに、他自治体等の調査対象者が当選人と同様の状況の者ばかりであったということは考えにくく、常時自宅にいる者も含まれているであろうことが考えられること、一般的に、4月から6月までは電気の使用量が少なくなることを斟酌すれば、当選人の電気の使用量の数値が他自治体等の調査結果の数値の半分以上であることをもって直ちに現住所地において当選人の居住の実態がないと判断することはできない。

- (7) また、水道の使用状況についてであるが、電気の場合と同様に、他自治体の調査結果によると、一人の一日当たりの水道の平均使用量は、およそ240リットルであると思われる。これについて当選人の使用状況をみるに、平成27年4月2日から同年7月24日までの114日間の水道の使用量は27 m^3 であり、一日当たりの使用量は、約236リットルとなる。この数値は、他自治体の調査結果とほぼ同じといえる数値であり、また、旅行等での不在期間があったことを斟酌すれば、現住所地において当選人の居住の実態があると十分に判断することができる数値であると解される。
- (8) さらに、ガスの使用状況についてであるが、他自治体等の調査結果によると、一世帯一月当たりのガスの平均使用量は、およそ6.5 m^3 から8 m^3 までであると思われる。これを一日当たりの数値に換算すると、約0.242 m^3 となる。これについて当選人の使用状況をみるに、平成27年4月3日から同年7月16日までの105日間のガスの使用量は23.7 m^3 であり、一日当たりの使用量は、約0.225 m^3 となる。この数値は、他自治体等の調査結果に比べ、若干少ないものの、旅行等での不在期間があったことを斟酌すれば、現住所地において当選人の居住の実態があると十分に判断することができる数値であると解される。
- (9) 本委員会は、当選人の現住所地について、平成27年7月24日に申出人の代理人および当選人双方の立会いのもと検証を行ったが、現住所地の家屋内に電化製品、食器、衣類、寝具等の生活必需品がひとつとおり備わっていること、また、夏季にはあまり必要でない

思われる長袖のトレーナー等の衣類も複数あることを確認したものであり、転居日当初から現住所地において当選人の居住の実態があると推定できる内容のものであり、また、ある程度の長期間にわたり、現住所地で生活していくという居住の意思も窺えるものであった。

(10) その他、当選人から提出された証拠書類の預金通帳、クレジットカードの利用明細および生活用品購入時のレシート等の内容と当選人の陳述内容とは、矛盾なく符合するものであり、当選人の主張は、信憑性が高いものであると解される。

(11) 以上のことを総合的に判断すると、平成27年4月5日から同年7月5日までの間、当選人の生活の本拠は現住所地にあったものであると認められ、これを覆すほどの証拠書類の提出や陳述は確認できず、本委員会としては、当選人が「本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上本市に住所を有していた」ということができるものと判断するものである。

4 したがって、当選無効の決定を求めるとする申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成27年8月6日

鯖江市選挙管理委員会

委員長	西野 薫
委員	藤枝 英子
委員	田中 弘子
委員	岸本 直樹

教示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日または法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で福井県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法第206条第2項）。

色付きは本人記載：

プログラミンクスクール関係

鯖江のイベント等

福井県内イベント等

県外

【4月】

月	火	水	木	金	土	日
		4/1	2	3	4	5
	《最下段は宿泊地》	宿泊：鯖江市 親族宅	レシート 鯖江市 宿泊：鯖江市 親族宅	レシート 越前市 自宅	自宅	レシート 鯖江市 自宅
6	7	8	9	10	11	12
椀de縁見学 ETC:美川～鯖江	選挙ポスター周り予行練習	選挙ポスター周り予行練習	沖 縄 旅	大阪旅		
	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 レシート 関西国際空港 レシート 那覇空港 宿泊：関空ベンチ	レシート 関西国際空港 レシート 那覇空港 宿泊：ゲストハウス宮古島	レシート 宮古島市 宿泊：沖縄の宿あんどん	レシート 大阪市 宿泊：大阪 友人宅	レシート 大阪市 宿泊：大阪 友人宅
13	14	15	16	17	18	19
	プログラミンクスクール	椀de縁お手伝い	プログラミンクスクール		菜花まつり/秋堂庵@西山公園 時代行列	まなべの館
レシート 大阪市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 福井市 自宅	自宅	自宅
20	21	22	23	24	25	26
漆絵付け体験	プログラミンクスクール ETC:鯖江～美川					北海道旅
	レシート 鯖江市 宿泊：白山市 実家	レシート 鯖江市 宿泊：白山市 実家	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 レシート 関西国際空港 レシート 旭川市 宿泊：旭川市 ホテル		レシート 紋別郡滝上町 宿泊：紋別 友人宅
27	28	29	30			
	北海道 旅					
宿泊：紋別 友人宅	レシート 紋別市 宿泊：ホテル網走湖荘	レシート 網走市 宿泊：紋別 友人宅	宿泊：バス車中			

色付きは本人記載：

プログラミンングスクール関係

鯖江のイベント等

福井県内イベント等

県外

【5月】

月	火	水	木	金	土	日
				1 石川県	2 九州旅 ETC:太宰府～湯布院 ETC:湯布院～別府 ETC:湯布院～太宰府本線	3 九州旅 ETC:福北 太宰府本線～太宰府本線 ETC:湯布院～別府 ETC:湯布院～太宰府本線
九州旅	4 タケノコ掘り@越前市	5 タケノコ掘り@越前市	6 プログラミンングスクール	7 プログラミンングスクール	8 白山市 実家	9 湯布院 ホテル
レシート 福岡市 宿泊:白山市 実家	レシート 坂井市 自宅	レシート 越前市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 由布市 宿泊:湯布院 ホテル	レシート 由布市 宿泊:福岡 ホテル
11 IchigoJam 宣伝営業	12 はんだ付け体験@めがね会館	13 ichigojam 宣伝営業	14 立候補者説明会 プログラミンングスクール	15 IchigoJam 体験教室	16 伝統産業講演会@うるしの里会館	17 丸亀 龍新線まつり
自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 越前市 自宅	自宅	自宅	自宅	レシート 鯖江市 自宅
18 プログラミンングスクール 開催場所視察	19 河和田 訪問	20 本会議傍聴 プログラミンングクラブ@東小学校	21 プログラミンングスクール	22 JK課びかびかプラン クリーンDAY@エコネット	23 JK課びかびかプラン クリーンDAY@エコネット	24 五郎丸町花いっぱい運動 ETC:金沢西第二～上越 ETC:上越～水上
レシート 鯖江市 自宅	レシート 越前市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	自宅	レシート 利根郡みなかみ町 宿泊:元勤務先アパート
25 元勤務先アパート	26 元勤務先アパート	27 元勤務先アパート	28 元勤務先アパート	29 元勤務先アパート	30 元勤務先アパート	31 元勤務先アパート
群馬 馬 旅						
					ETC:月夜野～吉井 ETC:富岡～湯沢 ETC:上越～金沢東第一	(スタジオアリス勤務)
レシート 鯖江市 自宅	レシート 越前市 自宅	レシート 鯖江市 自宅	レシート 利根郡みなかみ町 宿泊:元勤務先アパート	レシート 利根郡みなかみ町 宿泊:元勤務先アパート	レシート 富岡市・金沢市 自宅	自宅

